

健衛発0731第1号  
平成25年7月31日

各〔都道府県〕  
〔政令市〕  
〔特別区〕

衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局生活衛生課長



### 生活衛生同業組合に関する情報提供と活用の推進について

標記については、「新規に開設等する生活衛生関係業者に対する生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に係る情報提供について」（平成23年7月26日健衛発0726第1号）及び「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく生活衛生同業組合の活用と理容師法等の衛生関係法令に基づく立入検査等の適切な実施について」（平成24年7月31日健衛発0731第1号）等において、新規開設者等に対する生活衛生同業組合等に関する情報提供等をお願いしているところです。これらを受けて、各地方公共団体におきましては、生活衛生同業組合の活動に対してこれまで以上のご協力をいただいていることに謝意を申し上げます。

生活衛生同業組合については、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（以下「生衛法」という。）に基づき生活衛生関係営業の業種ごとに設立された、衛生水準の向上等をもととする同業者の組織であり、衛生確保や各業の振興に寄与してきましたが、生衛法の制定後50年余が経過する中で、生活衛生同業組合に対する意識の希薄化も否めない状況にあります。

生活衛生同業組合を通じた同業者のネットワークは衛生行政の推進においても重要な社会的な基盤であり、生衛法第8条の2には生活衛生同業組合について各種衛生関係法令の施行に関する行政庁への協力の役割が定められており、厚生労働省の地域保健対策検討会の報告書（平成24年3月27日）においても、生活衛生同業組合は「衛生水準の確保・向上を目的として連帯するソーシャル・キャピタルの一種」として位置づけられています。従って、生活衛生関係営業における衛生確保を効果的に進めていくため、行政による環境衛生監視の計画的な実施はもとより、自主管理点検表の活用等の業者の取組と生活衛生同業組合等の活動との連携やこれらのネットワークの活用といった手法を重層的に組み合わせていくことも有効です。

また、生活衛生同業組合は、生活衛生同業組合連合会を通じて全国的な連帯のネットワークを有しており、これを活かして東日本大震災に際しては被災地への支援に大きく貢献したところですが、平素から地域コミュニティの再生・強化に資する各種の社会的活動に積極的に協力しています。

各地方公共団体におかれては、貴管下の保健所等の機関も含め、改めて、衛生確保等に関する生活衛生同業組合の役割や活動に関してご理解をいただき、引き続き、各種申請や届出、研修会等の様々な機会をとらえ、管下の事業者に対し生活衛生同業組合に関して情報提供を行うとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用に関してご配慮をよろしくお願いします。

なお、厚生労働省、全国生活衛生同業組合中央会及び全国生活衛生営業指導センターで、生活衛生同業組合に関する周知や衛生確保のための活動の推進等の機運を全国的に高めていくための方策について検討を行っているところであり、方針が決まり次第、別途通知します。

# 生活衛生関係営業の振興指針の改定について

振興指針は、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的として、業種毎に設定されるものであり、5年毎に、厚生科学審議会（生活衛生適正化分科会）の意見を聴いて改定。

平成24年  
度改定

○食鳥肉販売業

平成25年  
度改定

○理容業  
○美容業  
○クリーニング業  
○飲食店業(すし)  
○興行場業

改定方針

★連続性の強化、戦略性の強化、役割の明確化の観点から改定  
★地域コミュニティの再生・強化、東日本大震災への対応等を重点事項に追加  
◎業界の強み、弱み、内部環境、外部環境、外部環境を整理  
◎価格以外の競争軸の創出（付加価値、独自性、専門性、地域密着等）

平成26年  
度改定  
(予定)

○飲食店業(めん類)  
○旅館業  
○浴場業

# 標準営業約款制度の概要

安全・安心を約束  
する3つのS

安全  
Safety

清潔  
Sanitation

安心  
Standard

Sマーク



## 1 目的

標準営業約款制度「Sマーク」は、消費者が、理容業、美容業、クリーニング業、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS (Safety:安心であること、Sanitation:清潔であること、Standard:安心であることを約束しています)。

## 2 設定

標準営業約款は、厚生労働大臣が指定する業種について、全国生活衛生営業指導センターが、厚生労働大臣の許可を受けて設定する。

- クリーニング業(昭和58年3月26日認可) 3,433店舗(クリーニング所3,132店舗・取次店301店舗)
  - 理容業(昭和59年10月18日認可) 37,772店舗
  - めん類飲食店営業(平成16年11月30日認可) 314店舗
  - 一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) 17,911店舗
  - 一般飲食店営業(平成16年11月30日認可) 348店舗
- (注)現在、5業種で設定。店舗数は、平成23年3月末現在。

## 3 内容

- ① 役務の内容又は商品の品質の表示の適正化に関する事項
- ② 施設又は設備の表示の適正化に関する事項
- ③ 損害賠償の実施の確保に関する事項

## 4 登録等

- ① 営業者は標準営業約款に従って営業を行おうとする時は、都道府県生活衛生営業指導センターに登録する。
- ② 登録を受けた業者は、全国生活衛生営業指導センターが定めた様式の標準営業約款の要旨を掲示する。
- ③ 登録期間は3年となり、再登録することになる。  
なお、登録業者が引き続き、登録を継続する場合の有効期限は、5年となっている。

## 5 融資上の恩恵

振興事業貸付の運転資金の利率は基準金利であるが、標準営業約款登録営業者は特別利率②が適用される。

# 標準営業約款の広報状況について

The screenshot shows the top navigation bar with the following elements from left to right: a search box, a language selector with 'English' selected, a '検索' (Search) button, and a '閲覧支援' (View Support) button. Below the navigation bar is a horizontal menu with four items: '暮らしのお役立ち情報' (Information for daily life), '政府広報一覧' (List of government public relations), '各府省の広報から' (From public relations of each ministry/province), and 'ご案内' (Introduction). The main content area features a section titled '広報資料' (Public Relations Materials) with a sub-header '政府機関などが実施する行事や、出版物を紹介しています。' (We introduce events and publications implemented by government agencies, etc.). Below this is a '月間・週間' (Monthly/Weekly) filter. The main text area contains the following information:

平成25年11月の行事概要  
標準営業約款普及登録促進月間  
11月1日～30日  
標準営業約款制度「スマーク」は、消費者の皆さんが、理容業、美容業、クリーニング、めん類・一般飲食店営業が提供するサービスや技術を利用する際の安全・安心の目印で、3つのS(Safety:安全であること、Standard:安心であること、Sanitation:清潔であること)を約束しています。また、11月を「標準営業約款普及登録促進月間」と定め、同制度の周知や登録の推進を図っています。

関連ホームページ (公財)全国生活衛生営業指導センター

**標準営業約款の広報の一貫として、政府広報オンラインに掲載されています。**

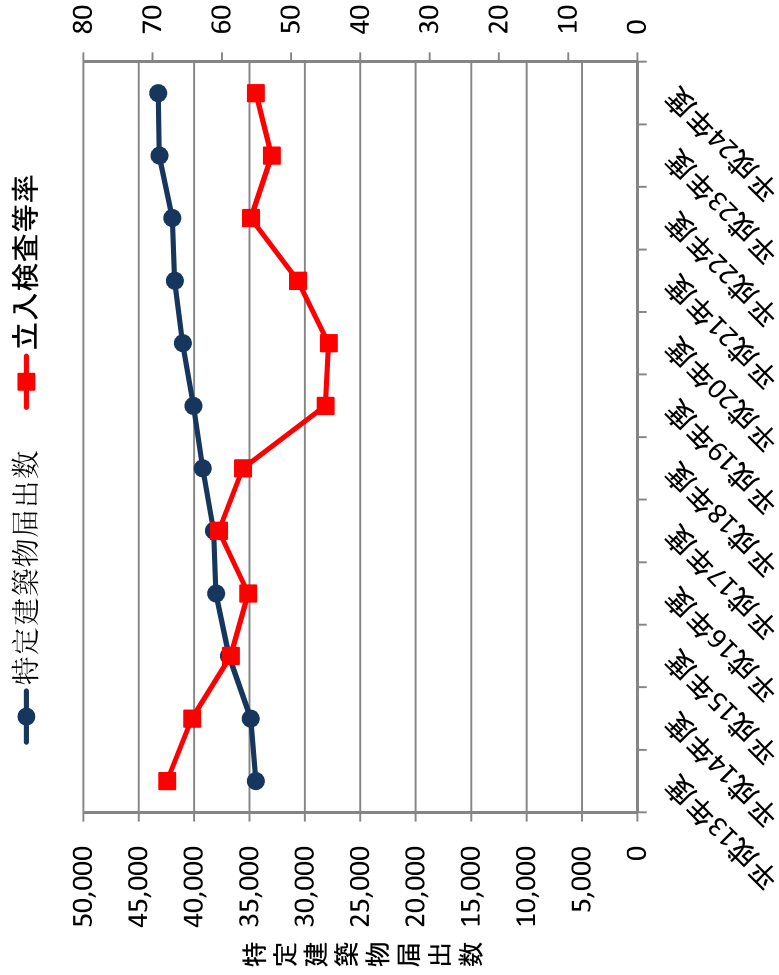
[https://www.gov-online.go.jp/data\\_room/calendar/event/201311.html](https://www.gov-online.go.jp/data_room/calendar/event/201311.html)

# 建築物衛生対策について

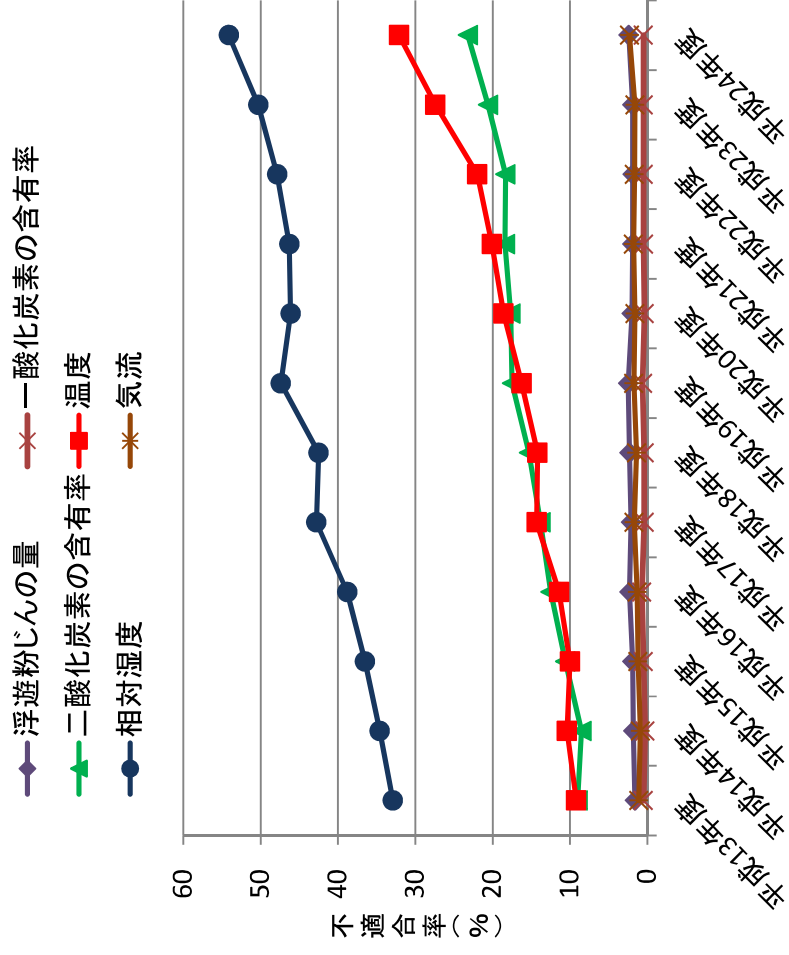
## (1) 建築物等の衛生対策について

- ・ 「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づく建築物環境衛生管理基準の適合率の改善。
- ・ 立入検査等に基づく指導助言を通じた特定建築物維持管理権原者への指導。

## 特定建築物届出数と立入検査等率の推移



## 空気環境の調整に係る不適合率の推移



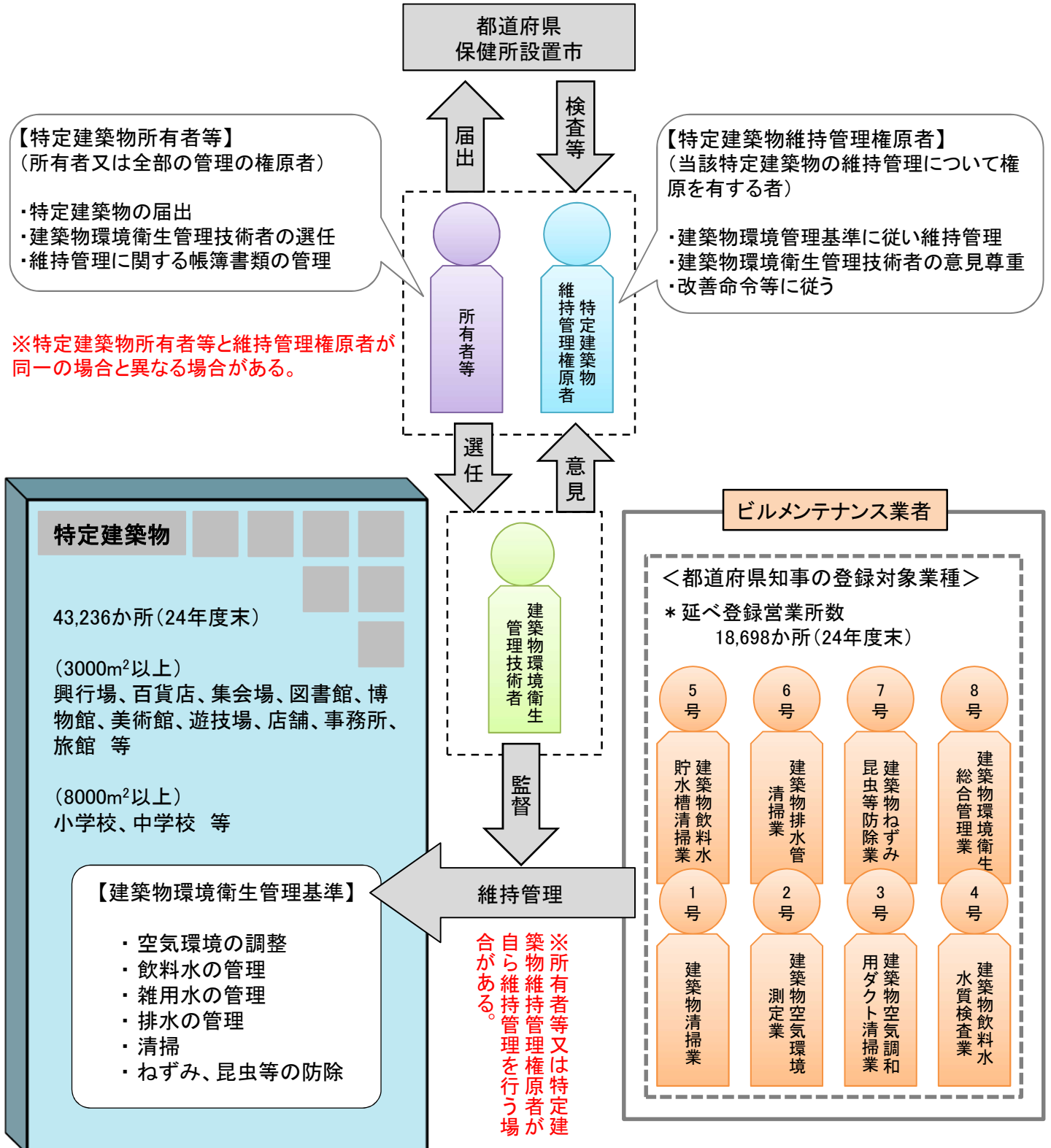
## (2) シックハウス対策について

- ・ シックハウスの相談等の体制の充実化及び普及啓発の促進。

# (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律概要

## 目的(第1条)

「この法律は、多数の者が使用し、又は利用する建築物の維持管理に関し、環境衛生上必要な事項等を定めることにより、その建築物における衛生的な環境の確保を図り、もって公衆衛生の向上及び増進に資することを目的とする。」



## (2) 特定建築物の数及び建築物環境衛生管理技術者数の年次推移

		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13
特定建築物	総数	24,422	25,652	26,938	28,076	29,154	30,287	31,117	32,426	33,150	33,886	34,469
	興行場	709	738	787	817	861	889	924	976	1,021	1,052	1,092
	百貨店	1,857	1,911	1,921	1,951	1,996	2,067	2,102	2,161	2,196	2,208	2,163
	店舗	2,714	2,865	3,118	3,309	3,525	3,783	4,050	4,364	4,583	4,962	5,150
	事務所	11,271	11,916	12,502	13,012	13,406	13,745	13,989	14,401	14,595	14,759	14,965
	学校	1,495	1,561	1,652	1,747	1,824	1,915	2,011	2,160	2,245	2,332	2,394
	旅館	4,164	4,365	4,569	4,729	4,898	5,105	5,182	5,394	5,474	5,460	5,521
	その他	2,212	2,296	2,389	2,511	2,644	2,783	2,859	2,970	3,036	3,113	3,184
管技 理術 者	総数	47,517	50,007	52,796	55,430	57,757	60,038	62,872	65,531	68,884	71,949	75,185
	講習会	36,368	37,857	39,367	40,870	42,326	43,809	45,430	47,092	48,771	50,164	51,654
	国家試験	11,149	12,150	13,429	14,560	15,431	16,229	17,442	18,439	20,113	21,785	23,531

		14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特定建築物	総数	34,718	36,319	37,687	38,650	39,487	40,063	41,038	41,757	41,977	43,137	43,236
	興行場	1,099	1,139	1,152	1,181	1,189	1,184	1,215	1,216	1,195	1,200	1,198
	百貨店	2,109	2,124	2,123	2,106	2,149	2,130	2,135	2,073	2,031	2,037	2,018
	店舗	5,254	5,607	5,968	6,307	6,625	6,891	7,284	7,638	7,750	8,257	8,509
	事務所	15,058	15,965	16,641	16,967	17,221	17,387	17,660	17,928	18,070	18,342	18,203
	学校	2,492	2,597	2,795	2,889	2,999	3,061	3,140	3,224	3,293	3,419	3,476
	旅館	5,509	5,579	5,625	5,719	5,766	5,811	5,966	6,005	5,934	6,049	6,008
	その他	3,197	3,308	3,383	3,481	3,538	3,599	3,638	3,673	3,704	3,833	3,824
管技 理術 者	総数	78,240	81,894	84,365	89,582	92,012	95,329	98,493	101,646	104,955	107,725	112,518
	講習会	53,258	55,017	56,541	58,247	59,866	61,437	62,935	64,262	65,871	67,274	68,600
	国家試験	24,982	26,877	27,824	31,335	32,146	33,892	35,558	37,384	39,084	40,451	43,918

(注1) 特定建築物の数は、厚生労働省「衛生行政報告例」による。

S63年～H9年は年末(12月末)現在

H10年からは年度末(3月末)現在

(注2) 平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

### [主な改正経緯(特定建築物関係)]

○特定建築物の適用範囲の拡大(S48.5.17公布,S48.11.1施行)

・床面積(8,000→5,000㎡)

・除外規定(5%→10%)

○特定建築物の適用範囲の拡大(S50.7.18公布,S51.7.1施行)

・床面積(5,000㎡→3,000㎡)

○特定建築物の適用範囲の拡大(H14.10.11公布,H15.4.1施行)

・除外規定の撤廃



### (3) 登録営業所数の年次推移

	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
1号	3,338	3,382	3,415	3,433	3,579	3,622	3,746	3,707	3,776	3,798
2号	984	997	1,002	1,000	1,018	1,038	1,048	1,008	1,016	1,009
3号	87	101	113	125	134	164	129	121	134	141
4号	698	682	650	638	637	628	634	621	621	616
5号	7,209	7,202	7,064	6,966	7,075	7,103	7,194	7,046	7,105	7,079
6号	576	725	858	930	1,011	1,037	1,044	1,061	1,130	1,154
7号	2,438	2,470	2,447	2,451	2,518	2,536	2,607	2,578	2,662	2,666
8号	221	521	1,206	1,540	1,960	2,107	2,159	2,129	2,218	2,235
旧6号	2,087	1,760	1,001	642	0	0	0	0	0	0
計	17,638	17,840	17,756	17,725	17,932	18,235	18,561	18,271	18,662	18,698

(注)各年度末(3月末)現在

資料:衛生行政報告例

(登録業種)

1号	建築物清掃業	6号	建築物排水管清掃業
2号	建築物空気環境測定業	7号	建築物ねずみ昆虫等防除業
3号	建築物空気調用ダクト清掃業	8号	建築物環境衛生総合管理業
4号	建築物飲料水水質検査業	旧6号	建築物環境衛生一般管理業
5号	建築物飲料水貯水槽清掃業		

[主な改正経緯(登録制度関係)]

○事業者登録制度の創設(S55.5.10公布,S55.5.10施行)

○事業者登録制度の対象業種の追加変更、登録基準の追加

※統計データの掲載場所

<http://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/eStatTopPortal.do>

統計情報で探す(社会保障・衛生で検索) > 平成24年度衛生行政報告例 > 第4章表1~4

(注1) データが更新される可能性がありますので、使用する場合は最新のものを用いてください。

(注2) 平成22年度の数値については、東日本大震災の影響により、宮城県のうち仙台市以外の市町村、福島県の相双保健福祉事務所管轄内の市町村が含まれていない。

生活衛生課所管表彰一覧

カテゴリー	頻度	表彰名	対象者	伝達方法
大臣表彰	毎年	生活衛生功労者 厚生労働大臣表彰	生活衛生関係営業に関し、組織活動の推進、衛生措置の改善向上等に特に顕著な功績があった者	毎年10月26日頃 「生活衛生功労者 厚生労働大臣表彰」式典において伝達
大臣表彰	毎年	理容師美容師養成功労者 厚生労働大臣表彰	理美容養成施設の教職員であり、理容教育又は美容教育の向上に特に顕著な功績があった者	毎年8月1日頃 「全国理容師美容師養成施設教職員研修会」式典において伝達
大臣表彰	毎年	建築物環境衛生功労者 厚生労働大臣表彰	建築物環境衛生技術の向上、業界の指導育成等に特に顕著な功績があった者	毎年1月24日頃 「建築物環境衛生管理全国大会」式典において伝達
大臣感謝状	5年毎	環境衛生監視業務功労者 厚生労働大臣感謝状	環境衛生監視員として監視業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者	5年に1回 11月1日頃 「生活と環境全国大会」式典において伝達 次回は平成29年度
健康局長感謝状	毎年	環境衛生監視業務功労者 健康局長感謝状	環境衛生監視員として監視業務に精励し、その功績が特に顕著であると認められる者	毎年11月1日頃 「生活と環境全国大会」式典において伝達
健康局長感謝状	10年毎	生活衛生営業経営特別相談員功労者 健康局長感謝状	都道府県生活衛生営業指導センター設立の節目の年（10年毎）において、生活衛生営業経営特別相談員として、永年、生活衛生関係営業の経営指導、育成に精励し、その功績が特に顕著と認められる者	各都道府県指導センターの設立〇〇周年記念式典等において伝達